

	質問 Q.	回答 A.	該当の条項	備考
1	コアエリアの南端について、【この位置の特定については、横浜中華街「街づくり」団体連合協議会事務局にお問合せください。】とありますが、どういう流れになりますか？	計画敷地ごとにお問合せがありましたら、事務局から横浜中華街街づくり審査委員会に確認したのちに、個別にご相談者にお答えします。	第3条	コアエリア南端の位置特定
2	コアエリアの南端について、計画敷地が線の延長線上にまたがっていきそうな場合は、どう扱えばよいですか？	計画敷地ごとにお問合せがありましたら、事務局から横浜中華街街づくり審査委員会に確認したのちに、個別にご相談者にお答えします。基本的に、敷地の過半がある区域のルールを守っていただくことになります。	第3条	コアエリア南端の位置特定
3	媽祖小路における赤色点線の端について。計画敷地が赤色点線にかかるかどうか、どう読み取ればよいですか？	計画敷地ごとにお問合せがありましたら、事務局から横浜中華街街づくり審査委員会に確認したのちに、個別にご相談者にお答えします。 媽祖小路においては、横濱媽祖廟から見える範囲までを赤色点線の概ねの位置としています。	第3条	媽祖小路における赤色点線の位置特定
4	コアエリアに土地・建物を持っています。建て替えを検討しているのですが、3条1項2号にある「既存の住宅等」の既存とは、こういった解釈ですか？	本協定改定時（2026年1月15日）に存在する、戸建て住宅、兼用住宅、マンション等の共同住宅、長屋、寄宿舍・下宿、老人福祉法に規定する有料老人ホーム及び老人ホーム又は共同生活を営むグループホーム等のことです。	第3条第1項	既存住宅等の建替え
5	コアエリアにある敷地で、戸建て住宅に夫婦と長女家族の2世帯で住んでいます。マンションに建て替えて、1階を商業用途とし、2階を夫婦世帯・3～4階を長女家族・5～6階を長男家族の3世帯で住む計画をしています。自家用の建て替えとして扱えますか？家族以外が使う住居部分はありません。	住居部分の全てを家族・親族のための自家用に使用する計画であれば、既存の住宅等の建替えに当たります。 詳しくは、協定第9条に記載の資料、さらに住居部分に住む人と建て主の関係がわかる資料をご準備いただき、事前相談をお願いします。	第3条第1項、第9条	既存住宅等の建替え、自家用住宅
6	コアエリアにある敷地で、木造2階建ての2棟を従業員用寮として使っています。同じ敷地で、鉄骨造5階建て1棟に建て替えを検討しています。建替え可能ですか？入居するのは自社従業員です。	協定区域内にある店舗等の従業員用の寮の建替え計画であれば、1階に飲食店・物販店等の商業用途を入れることを条件として、建て替えが可能です。 詳しくは、協定第9条に記載の資料、さらに店舗等の場所や経営者などがわかる資料をご準備いただき、事前相談をお願いします。	第3条第1項、第9条	既存住宅等の建替え、従業員用の寮
7	コアエリアにある敷地で、マンションの建て替えを検討しています。現在は鉄骨造3階建て、ワンルーム20戸です。鉄筋コンクリート造9階建てで、1階に商業用途、2～9階に20戸の住居を計画していますが、既存住宅等の建て替えとして扱えますか？	既存の住居戸数を超えない計画であれば、既存住宅等の建替えに当たります。 詳しくは、協定第9条に記載の資料をご準備いただき、事前相談をお願いします。	第3条第1項、第9条	既存住宅等の建替え、住居戸数
8	コアエリアにある敷地で、建て替えを検討しています。現在、鉄筋コンクリート造6階建てで1～2階に飲食店、3～6階に20戸の賃貸用住居が入っています。1～2階を商業用途、3～9階を40戸のマンション計画で建て替えられますか？1戸をオーナー住居、39戸を賃貸用住居とする計画です。	コアエリアにおいては、低層階に商業用途を入れたとしても、住居部分の全てを家族・親族のための自家用に使用するもの、もしくは協定区域内に立地する店舗等の従業員用の寮として使用するもの以外は、既存の住居戸数を超えられません。	第3条第1項	既存住宅等の建替え
9	コアエリアにある敷地で、マンションの新築を検討しています。現在は鉄骨造3階建ての飲食店とその倉庫ですが、30年前までは自宅が建っていました。既存住宅等の建て替えとして扱えますか？	既存住宅等の建替えに当たりません。	第3条第1項	既存住宅等の建替え

	質問 Q.	回答 A.	該当の条項	備考
10	コアエリアにある敷地で、戸建て住宅の新築を検討しています。現在は青空駐車場ですが、駐車場にする前は自宅が建っていました。既存住宅の建て替えとして扱えますか？	暫定的な土地利用である青空駐車場の直前が住宅であれば、既存住宅等の建替えに当たります。 詳しくは、協定第9条に記載の資料、さらに駐車場にする直前にご自宅が建っていたことがわかる資料をご準備いただき、事前相談をお願いします。	第3条第1項・第2項、第9条	既存住宅等の建替え、青空駐車場
11	赤色点線の通りに面した敷地で、1・2階に物販店舗、3階以上に住宅を計画しています。3条1項3号に「廊下、階段などに限り（中略）商業・宿泊・業務と併せて1階に設置することができる」とありますが、これは1階に店舗がなければ、3階以上の住宅用の廊下や階段も設置できないということですか。	そのとおりです。赤色点線の通りに面した敷地の場合、1階に商業・宿泊・業務のいずれかの用途を配置されたうえで、上階の用途（今回は住宅用途）に至る廊下、階段、エレベーターなどが設置できます。	第3条第1項	1階用途
12	3条1項4号に「青色の通りに面して建つ建築物」について。いわゆる旗竿形状の敷地で、敷地は青色の通りに接していますが、建築物は敷地の奥まった位置にある場合は、この通りに面して建つ建築物に当たりますか？	いいえ、この場合は通りに面して建つ建築物とはいえません。詳しくは、敷地の位置と形状がわかる資料をもってお問合せください。	第3条第1項	青色の通り住宅用途の配置規制
13	協定区域内に、アパートを持っています。民泊を始めてもよいですか？	横浜中華街街づくり協定区域においては、住居部分を住宅宿泊事業法に規定する届出住宅とするものは禁止しており、いわゆる民泊はできません。	第3条第1項	禁止用途
14	赤色実線で描かれた関帝廟通り沿いで新築を考えています。建物は2階建ての計画ですが、3階相当の位置に装飾などが必要でしょうか？	2階建てであれば、2階までのご計画をお願いします。	第3条第3項	通りに面する顔づくり景観づくり
15	建て替えを考えています。敷地の裏側に廟があるのですが、ランドマークとの調和を図る景観の形成とは、何をすればよいですか？	横濱関帝廟・横濱媽祖廟は、横浜中華街の貴重な場でありランドマークでもありますので、例えば、空調の室外機を並べない、排気ダクトの口を向けない、植栽や目隠しフェンスの設置などの配慮をお願いします。	第3条第3項	通りに面する顔づくり景観づくり
16	事前相談には、何の資料が必要ですか？	協定第9条に記載の資料をご準備ください。	第9条	事前相談等の手続き
17	事前相談をしたいのですが、どこに連絡すればよいですか？窓口の場所はどこですか？	横浜中華街「街づくり」団体連合協議会の事務局（業務委託先の横浜中華街発展会事務局）あてに、お電話又はお問い合わせフォームでご連絡ください。また、担当スタッフが不在の場合がありますので、事前相談等の資料のご提出など直接来訪される場合も、まずお電話でご連絡ください。 電話番号：045-662-0701 お問い合わせフォームQR (二次元コード画像)	第9条	事前相談等の手続き
18	横浜中華街街づくり審査委員会の開催日程を教えてください。	横浜中華街街づくり審査委員会は、月に1回程度、不定期に開催しています。その月の事前相談の件数や内容によっても日程が変わりますので、事務局にお問合せください。	第10条	街づくり審査委員会
19	横浜中華街街づくり審査委員会の審査申請には、審査料などの費用が必要ですか？	事前相談、審査申請に料金は発生しません。	第10条	街づくり審査委員会
20	横浜中華街街づくり審査委員会から申請者に対し追加の資料を求めることができる、とありますが、具体的にはどんな資料の追加が求められますか？	計画の概要を把握するために、必要に応じて資料の追加をお願いします。 例えば、事前相談時点で景観への影響がわかりにくい建築物の計画の場合は「外観パース」などを求めることがありますし、マンション等の共同住宅の計画でゴミ捨て場の記載がない場合は「配置図などに記載」を求める場合があります。	第10条	街づくり審査委員会

	質問 Q.	回答 A.	該当の条項	備考
21	横浜中華街街づくり審査委員会に提出の「伺い書」には、押印が必要ですか？	申請者（事業主）の押印をお願いしています。また、代理人を置く場合は、代理人の押印も併せて必要になります。	第10条	街づくり審査委員会、伺い書
22	横浜中華街街づくり審査委員会が指示する部数を印刷して事務局に提出とありますが、何部ですか？	正を1部、副（写し）を10部の、計11部の印刷をお願いします（2026年1月現在）。なお、図面は読み取りができるよう、基本的にA3版以上の大きさでご用意ください。	第10条	街づくり審査委員会
23	横浜中華街街づくり審査委員会の審査は、申請から承諾書の発行まで、どのくらい時間がかかりますか？	横浜中華街街づくり審査委員会で承諾された場合は、1週間程度で発行しています。ただし、引き続き審査委員会から申請者に質問回答や説明を求める場合には協議が継続されます。	第10条、第11条	街づくり審査委員会、承諾書
24	横浜中華街「街づくり」団体連合協議会から承諾された計画を、変更することになりました。何か手続きが必要ですか？	建築物の新築・増築の場合は、工事に着手する前に、変更の概要がわかる資料を、事務局にご提出ください。	第12条	計画の変更
25	横浜中華街「街づくり」団体連合協議会から承諾された計画の工事を予定しています。工事を避けるべき時間帯などはありますか？	通りごとに工事を避けてほしい時間帯などが異なりますので、基本的には計画地のある「通り会」にご相談ください。一般的には、平日昼頃や土日曜、パレードを行う地域のお祭り日程は避けていただけようお願いします。		工事
26	中華街の街づくりに資する催事・催し物と認めるものには、この協定は適用しないとありますが、どういったものが当たりますか？	横浜中華街街づくり協定が適用されないのは、横浜中華街「街づくり」団体連合協議会の各団体が主催又は共催、横浜中華街街づくり協定の基本理念に沿った内容であると認める催事・催し物を指します。横浜中華街と関係の薄いような、単に商業利用を目的とした宣伝・広告などは該当しません。	第2条	中華街の街づくりに資する催事・催し物